

平成25年度決算に係る財政的援助団体等監査結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

指摘事項	講じた措置
<p>1 福祉保健部（地域振興部）所管団体</p> <p>一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会運営費補助金について、誤った算定基準額を記載した実績報告書を提出し、補助金を過大に受領していた。</p> <p>（一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会：所管課 障がい福祉課（スポーツ課））</p>	<p>一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会（以下、「協会」という。）の職員が旅費規程及び給与規程の支給対象等について認識不足であったこと、県においても、実績報告書の内容確認が十分でないまま補助金事務を行ったことが原因である。</p> <p>過大に交付された 82,200 円については、補助金の返還について通知し、平成 27 年 2 月に補助事業者から全額返還があった。</p> <p>再発防止のため、県は協会に対して、平成 27 年 2 月及び 3 月に諸規程を遵守して事務処理を行うこと及び規程が実態と異なり支障がある場合には、必要な改正を行うなど実態に即した規程とするよう指導した。</p> <p>協会は、平成 27 年 7 月に旅費規程を改正（平成 27 年 4 月施行）し、目当等の取扱いについて規定した。</p> <p>また、諸手当の支給については、給与規程第 4 条第 2 項において「県職員の例による」と規定しているが、改めて具体的な基準を確認しながら複数体制で諸手当の認定を行うこととした。</p>
<p>2 福祉保健部所管団体</p> <p>鳥取県子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金について、誤った算定基準額を記載した実績報告書を提出し、補助金を過大に受領していた。</p> <p>（学校法人小さき花園幼稚園：所管課 子育て応援課）</p>	<p>学校法人小さき花園幼稚園（以下「幼稚園」という。）が、鳥取県子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金実績報告書の提出に当たり、預かり保育推進事業に従事する職員の手当費支給について、認識誤りにより、他の補助金の対象となる補助対象外の勤務時間について手当費支給として計上していたこと、県においても、実績報告書の内容確認が十分でないまま補助金事務を行ったことが原因である。</p> <p>平成 26 年 11 月に提出された実績報告書（訂正）に基づき、同年 12 月に額の再確定を行い、幼稚園から 420,000 円の返還があった。</p> <p>その後、実績報告書（訂正）について、誤りが</p>

指摘事項	講じた措置
	<p>判明し、平成 27 年 1 月に幼稚園から実績報告書（再訂正）の提出があり、同月、額の再々確定を行い、補助事業者へ 50,000 円を歳入戻出した。</p> <p>再発防止のため、幼稚園では、補助金申請及び経理の確認を複数（1名から 2名へ）で行うこととした。</p> <p>県では、平成 26 年 12 月に私立幼稚園代表者会で、補助対象経費の適正な算定について説明し、注意喚起を行った。</p> <p>また、平成 27 年 2 月の平成 26 年度補助金交付申請の案内の際、補助対象となる人件費等の支出に係る留意事項を各私立幼稚園へ通知するとともに、交付申請書の添付書類として、補助金算定に用いた資料の写し、補助対象経費を按分等により算定した場合はその考え方をまとめた書類等も提出してもらった。</p> <p>さらに、平成 26 年度分の補助金については、例年、3年に 1 回行う実地検査を園の行事等の関係で実施できなかった 1 園を除きほぼ全ての園に対し、平成 27 年 4 月及び 5 月に行い、各園の担当者に対し、改めて本補助金の算定方法等の確認を行った。（実地検査を行っていない 1 園に対しても書類審査により間違いがない旨を確認済み。）</p>

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>1 生活環境部</p> <p>公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団の財務事務処理機能の強化について (水・大気環境課)</p> <p>公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団（以下「財団」という。）は、県と米子市とが共同出資を行い設立し、野生鳥類とそれを取りまく自然環境についての調査研究や知識の普及啓発等、「鳥」をテーマとした環日本海国際交流の推進などを業務の目的とし、米子市の米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指</p>	<p>財団の財務処理機能の改善が不十分となっていた原因は、監査意見にあるとおり人的な財務処理体制が脆弱であったことにある。</p> <p>財団では、従前館長 1 名で財務事務を担当していたが、平成 26 年 10 月に簿記の資格を持つ非常勤職員 1 名を新たに採用し、館長及び非常勤職員の 2 名で財務事務を担当し、処理体制を強化し</p>

監査意見	講じた措置
<p>定管理業務を行い、少人数の体制ではあるが、展示物等に工夫を凝らして業務を行っているところである。</p> <p>財団に対しては、平成 20 年度決算に係る財政的援助団体等監査の監査意見で財務事務処理の機能強化の必要性について指摘し、県及び財団では、財務規則を実情に合うように見直されたところである。</p> <p>今回の監査では、財務規則に定めた補正予算等の措置をとらないまま決算を行っていたり、契約伺を書面で行わずに契約を締結している事例が見受けられるなど、財務事務処理機能の改善が不十分な状況が見受けられた。</p> <p>財務事務処理が適切に行われていないのは、職員が財務規則等をよく理解していないことのほか、財団の予算及び執行業務全般の担当が館長のみとなっており、他に当該業務を担当できる職員がないことなど、実質的な財務事務処理の体制が脆弱であることが要因と思われる。</p> <p>については、県は、共同出資者である米子市と連携をして、財団の財務事務処理が適切に行えるよう、財務事務処理機能の強化に努められたい。</p>	<p>た。</p> <p>また、財団は、米子市の米子水鳥公園の指定管理者であり、財務規程は米子市の財務規程に準じて整備していることから、予算及び執行業務全般に対し、米子市の担当課が、適宜、指導及び助言することとした。</p> <p>なお、財団の定款及び財務規則において、実務と合わないものは、米子市の協力のもと見直しを行い、平成 27 年 3 月の理事会及び評議員会で改正した。</p> <p>今後とも、財団に対し、米子市とともに必要な指導及び助言を行っていく。</p>
<p>2 西部総合事務所</p> <p>一般社団法人大山観光局の指定管理に係る適正な事務の執行について</p> <p>(地域振興局、生活環境局)</p> <p>一般社団法人大山観光局（以下「大山観光局」という。）は、大山駐車場及び大山自然歴史館の指定管理業務を行っている。</p> <p>大山観光局については、平成 23 年度決算に係る財政的援助団体等監査において、内部決裁を受けないまま収入支出を行っているなどの不適正な事項が見受けられ、注意を行ったところである。</p> <p>しかしながら今回の監査においても、両施設ともに指定管理に係る報告等の事務手続のほか、契約に係る内部決裁の伺が書面で行われて</p>	<p>平成 23 年度決算に係る財政的援助団体等監査において注意を受けたことに対する大山観光局の認識が甘く、必要な改善措置を講じなければならないという意識に欠けていたこと、また県の検査及び指導が不十分であったことが原因である。</p> <p>平成 27 年 2 月及び平成 27 年 3 月に大山観光局に対して県西部総合事務所長通知により、平成 27 年 3 月末までに内部統制のため必要な規程を整備するよう指導し、協定書で策定することとされている規程等について平成 27 年 3 月までに整備し、平成 27 年 4 月 1 日には施行した。</p>

監査意見	講じた措置
<p>おらず、内部統制の担保が不十分な状況が見受けられた。</p> <p>また、大山駐車場の指定管理協定書において、大山観光局が策定することとされている収入支出に関する規程が未策定の状況であった。（なお、今回の監査後、大山観光局では事務処理規程及び会計処理規程を策定し、平成26年12月1日から施行された。）</p> <p>これらの事務処理が適切に行われていないのは、指定管理に係るこれまでの県の検査及び指導が不十分であったことが要因の一つと考えられる。</p> <p>特に大山駐車場に関しては、県は、駐車場利用料金等の収入に係る県への納入が適切に行われているかどうかに重点を置いて検査を行っており、指定管理全般に係る検査及び指導が十分ではなかったと見受けられた。</p> <p>については、県は、両施設の指定管理の状況を十分把握し、大山観光局に対して、指定管理業務の事務処理が今後適切に行われるよう、指導されたい。</p>	<p>また、契約に係る内部決裁の伺については、平成26年12月に施行した事務処理規程の第8条に基づき、文書により起案し決裁権限規程の権限者の決裁を受けて施行することとした。</p> <p>再発防止のため、県が毎年度行う指定管理業務の点検及び評価並びに年2回の駐車場料金等の収入検査等において、規程に沿った適切な事務処理等が行われているか、必要な確認及び指導を行う。</p>